

国民健康保険団体連合会への請求についてのQ&A

問1 返戻とはなに？

- (答) 長野市から提出した認定情報データと各地域包括支援センターから提出した給付管理票・レセプト票(介護予防ケアマネジメント費)とサービス事業所から提出したサービス利用者の利用実績を国民健康保険連合会で、被保険者番号・性別・介護度・サービス内容等を審査し、審査に合格しない場合、返戻になります。
※返戻になった場合は、国民健康保険連合会から返戻通知が送付されます。

問2 返戻になる条件は？

- (答) ①利用者の認定情報(被保険者番号・性別・生年月日・介護度)が違う場合
②サービス内容(サービス事業所番号・サービスコード・単位数)が違う場合
③認定結果が決定しないのに、給付管理請求をしてしまった場合
④居宅の届出の未提出や届出遅れで、給付管理請求をしてしまった場合
(居宅の届出=居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書)

問3 返戻通知の送付先は、どこ？

- (答) **給付管理票の返戻**は、各地域包括支援センターで提出された給付管理票が正しいと判断されるため、サービス事業所へ返戻通知が送付されます。
レセプト票(介護予防ケアマネジメント費)の返戻は、各地域包括支援センターへ返戻通知が送付されます。

問4 返戻になってしまった場合、どうすればいいか？

- (答) 再度、給付管理票やレセプト票(介護予防ケアマネジメント費)の給付管理請求をします。

問5 レセプト票(介護予防ケアマネジメント費)のみ請求する場合は、どうすればいいか？

- (答) レセプト票(介護予防ケアマネジメント費)のみ請求する場合は、給付管理票を再提出する必要はありません。また、レセプト票(介護予防ケアマネジメント費)を再請求する際に給付管理票も一緒に再提出する場合は、給付管理票の作成区分を「修正」で提出するようにしてください。(通常請求で提出すると、返戻になってしまいます)

問6 給付管理票の修正とはなに？

- (答) 給付管理票を提出後、サービスの追加(請求漏れや請求忘れ)やサービス単位数の修正(加算等の追加)がある場合は、給付管理票の修正で、再度、給付管理票を提出します。
※給付管理票の作成区分について『信濃の介護保険』No.137(2017.6.20)に詳しく掲載があります
長野県国民健康保険団体連合会 <http://www.kokuho-nagano.or.jp/kaigo/275.html>

問7 サービス単位数の修正で、単位数修正がマイナスになる場合は？

- (答) サービス単位数の修正をする際、決定済みの単位数より修正単位数が少なくなる(マイナスになる)場合は、給付管理票の修正ができません。給付管理票の取下げ(過誤)をして、国保連合会で給付管理票の取下げが決定した後、再度、給付管理票の請求になります。給付管理票を提出する際は、給付管理票の修正ではなく、通常通りの給付管理票の提出になります。

問8 給付支払(支給)決定後に、請求間違いに気づいた場合、どうすればいいか？

- (答) 給付管理票請求後、給付管理票やレセプト票(介護予防ケアマネジメント費)の請求間違いがあった場合は、給付管理請求の取下げ(過誤申請)をします。

問9 過誤とは？

(答) 過誤とは、給付費支払(支給)決定後に請求した給付管理票やレセプト票(介護予防ケアマネジメント費)の取り下げを行うものです。返戻があったもの等支払決定になっていないものは過誤の対象とはなりません。

※過誤申請をするには、「過誤(返戻)依頼票」を作成・提出する必要があります。様式は、長野市HP>介護保険課>各種申請書に掲載されています。

問10 過誤(返戻)依頼票を作成・提出するところはどこ？

(答) ・**給付管理票**の過誤申請は、サービス事業所で過誤(返戻)依頼票を作成・提出します。
・**レセプト票(介護予防ケアマネジメント費)**の過誤申請は、各包括支援センターで過誤(返戻)依頼票を作成・提出します。
過誤(返戻)依頼票の提出先は、長野市介護保険課サービス担当です。

問11 支払決定がされる前に請求を取り消したいとき

(答) 毎月1日～10日までに国保連合会へ請求した情報に誤りがあり、取り下げたい場合は、当月20日までに「希望返戻(取下げ依頼)申請書」を国保連合会介護保険課宛にFAXで申請してください。様式は、国保連合会HPに掲載されています。

長野県国民健康保険団体連合会 <http://www.kokuho-nagano.or.jp/kaigo/kago.html>